

放課後等デイサービスの上限支給量を拡充！

上限支給量15日/月から19日/月へ

主催	加古川市
日時	令和7年10月1日～（申請受付は令和7年8月1日～）
場所	-
内容	発達に特性がある等、療育が必要なこどもが、遊びや学習等を通じて、生活力や社会性を養うための福祉サービスである、放課後等デイサービスの上限支給量を一月当たり15日と定めていますが、令和7年10月1日より、一月当たり19日に拡充します。 支給量変更のための申請書等の提出については、令和7年8月1日から受付を開始します。 ※重症心身障害児や医療的ケア児、その他特別な支援を要する場合は、すでに上限支給量を23日/月としている。 （初めて）
対象（参加者）	本市が放課後等デイサービスを支給決定する児童
定員	-
参加費	-
申込先・方法	障がい者支援課
目的・背景 その他	療育の必要性が高い児童に、より効果的にサービスを利用していただくこと等を考慮しました。
市ホームページ	掲載予定（令和7年7月25日）
広報かこがわ	掲載しない



問合せ

加古川市 障がい者支援課 自立支援係（担当：堀江）
☎079-427-3626（内線 2825）

